平成２４年（フ）第２６２号
福岡県久留米市西町451番地７
債務者　田中　雅務
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２６３号
福岡県久留米市白山町411番地４　グリーンコーポ205号
債務者　畠舎　　隆
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２６５号
福岡県久留米市江戸屋敷２丁目７番34―207号
債務者　岩本　哲秀
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２６６号
福岡県久留米市津福本町104番地３、前住所福岡県久留米市上津町1832番地
債務者　岩本マツノ
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１４６号
宮崎県都城市広原町24号６番地　岩切貸家
債務者　原口修次郎
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１４７号
宮崎県都城市広原町24号６番地　岩切貸家
債務者　原口　睦美
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１５０号
宮崎県都城市鷹尾１丁目25街区27の１号ル・リアンⅠ102号室
債務者　清　利恵子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第３９２号
鹿児島市新照院町19番13号　リバーサイド京幸303号、申立時の住所鹿児島市福山町1364番地13
債務者　植田　忠文
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４００号
鹿児島県日置市伊集院町郡1534番地６
債務者　濱田　和久
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４０９号
鹿児島県鹿児島市唐湊４丁目９番13号
債務者　前山　純子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４１８号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目68番24号
債務者　水口　竜浩
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４２６号
鹿児島県いちき串木野市住吉町202番地
債務者　松比良美行
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９４号
福島市笹木野字内城11番地の２、従前の住所福島市森合字台11番地　ミューシェ35　203号室
債務者　安齋　雄也
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１６２号
山口県下関市新垢田西町３丁目１番Ｃ―302号　県営住宅
債務者　ギャルズファッションRこと　林　奈美江（旧姓常信）
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第６８０号
北九州市小倉南区朽網西４丁目19番１―402号
債務者　村田　和久
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６８７号
北九州市小倉北区金田１丁目１番９―808号
債務者　池永　有希（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６９０号
北九州市若松区白山１丁目12番10号
債務者　東谷　正巳
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部